

タンブリング公認審判員認定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）タンブリング公認審判員（以下、「タンブリング審判員」という）に関する事項について定める。

(タンブリング審判員の任務と区分)

第2条 タンブリング審判員は、以下の3区分によりタンブリング競技の正確な採点業務を行うことで、公正な競技会運営を支える。また、タンブリング審判員の社会的地位の向上に努める。

(1) 第3種タンブリング審判員（以下、「3種」という）は、都道府県内の大会およびこれに類する競技会の審判を行うことができる。

(2) 第2種タンブリング審判員（以下、「2種」という）は、都道府県内の大会、西日本、東日本大会およびこれに類する競技会の審判を行うことができる。

(3) 第1種タンブリング審判員（以下、「1種」という）は、すべての国内大会の審判を行うことができる。なお、1種は指定されたカテゴリー試験を受験し、その成績により別に定めるカテゴリーに選別される。

(4) 但し、特別な事情がある場合、大会責任者承諾のもと、3種、2種について上記(1)、(2)に規定された範囲を超えて審判を行うことを認める場合もある。

(5) 名誉審判員（以下名誉という）は、各種の競技会の審判業務を行わない。

(認定の権限)

第3条 タンブリング審判員の認定の審査に関わる業務は、本会審判委員会トランポリン審判本部（以下、「トランポリン審判本部」という）が行い、会長がこれを認定する。

(受験・名誉資格)

第4条 タンブリング審判員の受験資格および名誉資格は次のとおりとする。

(1) 3種は、競技経験を有し、当該年度4月1日時点で満15歳以上の者。もしくは、本会指導者資格（JGA指導者、トランポリン競技コーチ、トランポリン普及指導員）、あるいは公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者「公認体操コーチ3または4」を取得した者。

(2) 2種は、当該年度4月1日時点で満17歳以上で、3種取得年度から1年以上経過した者で、競技会において1回以上審判実務の経験を有する者。但し、タンブリングの世界選手権大会の代表選手（補欠を含む）であった者は、申請により2種に認定される。

(3) 1種は、当該年度4月1日時点で満19歳以上で、次のいずれかに該当する者。または、相当する内容をトランポリン審判本部が承認した者。

1. 2種資格を取得し、競技会において2回以上審判実務の経験を有する者。

2. タンブリングの世界選手権大会の代表選手（補欠を含む）であった者でトランポリン審判本部に推薦された者。

(4) 名誉は、第2種と第1種の資格を通算20年以上有し、当該年度4月1日時点で満44歳以上の者で、トランポリン審判本部が認め、本会に申請した者。

(5) 国際審判員資格を取得するためには、原則として本会認定の1種の資格を取得し、本会に推薦された者でなければならない。

(6) いかなる区分も本会倫理規程の定める違反行為によって本会、または本会以外の組織による処分が適用されている期間は受験資格を失うものとする。

(認定講習会)

第5条 認定講習会の実施要項は次のとおりとする。また詳細は実施要項に記載するものとする。

- (1) 認定講習会は、原則として2年に1回、トランポリン審判本部が開催する。
- (2) 認定講習会は、原則として2日間とし、講義および採点試験と理論試験を行う。
- (3) 講師はトランポリン審判本部員、もしくは、トランポリン審判本部が任命した1種が1名または参加者数に応じて複数名があたる。

(伝達研修会)

第6条 国際体操連盟の改正期に併せて4年に1度を原則とする。

- (1) 伝達研修会は、トランポリン審判本部が開催する。
- (2) 中間年で、競技規則または採点規則に変更が生じた場合、本会ホームページをもって伝達する。もしくは必要に応じて伝達のための研修会を速やかに開催する。
- (3) 伝達研修会は、認定講習会を兼ねて行うこともできる。

(資格の有効期間)

第7条 資格の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 新規にタンブリング審判員として認定された日が属する年度、またはその翌年度にタンブリング審判員資格登録料を支払った場合、支払い完了日から支払った年度最終日の3月31日までの期間内有効とする。
- (2) タンブリング審判員としてすでに当該年度のタンブリング審判員資格登録料が支払われている状況で、昇格または降格した場合、それが認定された日から当該年度最終日の3月31日までの期間内有効とする。
- (3) タンブリング審判員として継続更新する場合、新年度の登録が開始されてから当該年度のタンブリング審判員資格登録料支払い完了日から支払った年度最終日の3月31日までの期間内有効とする。
- (4) 名誉の有効期間は永年とする。

(資格の継続)

第8条 資格の継続については、次のとおりとする。

- (1) 継続を希望する者は、所定の申請手続により、継続申請をしなければならない。
- (2) 継続申請をする者は、次の条件を満たしていなければならない。
 1. 審判資格の有効期間内に、競技会において、審判員または役員として少なくとも1回の実務の経験を有するよう努めること。
 2. トランポリン審判本部が開催する伝達研修会を受講すること。
 3. 有効期間内における競技規則・採点規則の変更部分について熟知すること。

(資格の保留・停止・失効)

第9条 資格の保留・停止・失効の条件は、次のとおりとする。

- (1) 資格の継続を希望する者が、第8条に示す条件を満たしていない場合、もしくは継続申請を怠った場合は、当該年度を保留とする。ただし、翌年度の申請期間中に継続申請の条件を満たし、継続申請をし、保留となった年度を含めた2か年度分のタンブリング審判員資格登録料を支払った場合には、保留期間を含めて資格を認めることとする。
- (2) 前項の条件を満足しない場合には、失効とする。但し、特別の事情による場合は考慮することがある。
- (3) 名誉は、資格の保留・停止・失効の対象にならない。

(4) その他、トランポリン審判本部がタンブリング審判員として不適当と認めたときは、その資格を停止または失効にすることがある。なお、停止となった場合も資格の有効期間は変更しない。また、失効となった場合、その時点で有効期間完了となり、支払われた有効期間内の資格登録料の返金は行わない。

(資格の降格)

第10条 本会審判委員会委員長と当該加盟団体が認めた場合に限り、1種を2種に降格し、資格を継続することができる。それ以外の資格の降格は認められない。なお、降格はその申請手続きの完了した期日をもって有効とする。

(資格の申請手続き)

第11条 資格の申請は、次の要領で行うものとする。

- (1) 本会 Web 登録システムを利用し、資格の申請とタンブリング審判員資格登録料の支払いを行う。
- (2) 当該年度の審判員として認定されるためには、当該年度の登録が開始されてから速やかにタンブリング審判員資格登録料の支払いを完了しなければならない。
- (3) 本会が主催する競技会や事業に審判員として参加する場合、その参加申込期限前に継続申請手続きを完了しなければならない。
- (4) 名誉審判員の申請は、必要時に行うこととし、特に期間は定めない。

(タンブリング審判員資格登録料)

第12条 タンブリング審判員資格の登録料は、別表のとおりとする。

(認定証の携行義務)

第13条 タンブリング審判員は、各種競技会の審判員として参加する場合および研修会に受講者として参加する場合には、タンブリング審判員認定証（または本会会員証）を携行し、その参加の証明を主催者から受けるものとする。また、タンブリング審判員は、本会が発行指定する認定バッジを国内のあらゆる競技会で審判業務を行う場合、着装することを推奨する。

付則

- (1) 1種有資格者で有効期間内に、役務上審判員としての実務ができなかった場合、競技役員としての服務をもって補充できるものとする。
- (2) 第4条タンブリング審判員の受験資格における審判実務経験は、公式競技会でなくてもよい。但し、1種審判員が審判長を務めることや本会が制定した規則を適用した競技会をさす。
- (3) この規程に定めのない事項は、それぞれの委員会で細則として別に定める。
- (4) この規程の改廃は、それぞれの委員会の審議を経て、理事会の議決によって行う。

令和 7年 1月 10日 制定

令和 7年 4月 1日 施行

別表 タンブリング審判員資格登録料

登録に関する料金は、次のとおりとする。

種 類	料 金
タンブリング審判員 資格登録料	2,500 円